

春日井市空き家・空き地バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な住環境の確保、移住定住による地域の活性化及び魅力あるまちづくりに寄与することを目的に、インターネット上に空き家及び空き地の情報を公開し、市内における空き家及び空き地の流通促進を図るために設置する春日井市空き家・空き地バンクの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内にある空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、床面積の2分の1以上が居住の用に供され、現に居住するものがない建築物をいう（次号に定める区分所有建物の空き室を含む。）。
- (2) 区分所有建物 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物（市内にあるものに限る。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）があるものをいう。
- (3) 空き地 市内にある現に建築物がない土地をいう。
- (4) 物件 空き家又は空き地をいう。
- (5) 所有者 物件に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (6) 利用者 移住又は定住を目的として物件の購入又は賃借を希望する者をいう。
- (7) 空き家・空き地バンク 物件の売却又は賃貸を希望する所有者からの申込

みにより登録した当該物件の情報を公開し、利用者に提供する仕組みをいう。

(8) 協力事業者 市が空き家に関する連携協定を締結する団体（第4条において「団体」という。）が指定する事業者をいう。

（登録可能物件）

第3条 空き家・空き地バンクに登録できる物件は、次のいずれにも該当する物件とする。

(1) 所有者が協力事業者と物件の売却又は賃貸に関する媒介契約（以下「媒介契約」という。）を締結していること。

(2) 所有者が春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 区分所有建物以外の集合住宅の一部のみを賃貸借するものでないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める物件でないこと。

（事前相談）

第4条 空き家・空き地バンクに登録しようとする所有者（以下「申込者」という。）は、媒介契約を締結するため、協力事業者を団体が紹介するように市長に依頼することができる。

（登録の申込み）

第5条 申込者は、春日井市空き家・空き地バンク登録申込書（第1号様式）に誓約書（第2号様式）及び協力事業者と媒介契約を締結していることが分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申込者と媒介契約を締結する協力事業者（以下「契約締結協力事業者」という。）は、春日井市空き家・空き地バンク登録申込書（第1号様式）及び申込者と媒介契約を締結していることが分かる書類を市長に提出することにより、申込者に代わり春日井市空き家・空き地バンクに登録を申込みすることができるものとする。

（登録の決定）

第6条 市長は、前条各項に規定する申込があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、春日井市空き家・空き地バンク登録通知書（第3号様式）により、申込者又は契約締結協力事業者に通知するものとする。

2 市長は、登録の可否を決定するに当たり、契約締結協力事業者に対し、空き家・空き地バンクでの公開に必要な物件情報について、確認のための現地調査を依頼できるものとする。

3 契約締結協力事業者は、前項に基づく調査依頼があったときは、物件の調査を行い、調査結果を市長に報告するものとする。

4 空き家・空き地バンクへの登録満了日は、登録決定を行った日が属する年度の3月31日から2年を経過した日とする。ただし、第5条に規定する申込による再登録を妨げない。

（登録内容の変更等）

第7条 前条第1項の規定により登録決定された物件（以下「登録物件」という。）の所有者又は契約締結協力事業者は、登録内容に変更があったときは、遅滞なく春日井市空き家・空き地バンク登録変更申込書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 登録物件の所有者又は契約締結協力事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく春日井市空き家・空き地バンク登録取消申込書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 登録を取り消したいとき。

(2) 売買契約又は賃貸借契約（以下「売買等契約」という。）が成立したとき。

(3) 空き家又は空き地でなくなったとき。

(4) 第3条各号に該当しなくなったとき。

（登録の取消）

第8条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家・空き地バンクの登録を取り消すことができるものとする。

(1) 前条第2項の規定により登録取消申込書が提出されたとき。

- (2) 登録期間が満了したとき。
- (3) 空き家又は空き地でなくなったことが判明したとき。
- (4) 第3条各号に該当しないことが判明したとき。
- (5) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を取り消すことが適当と認めたと
き。

(情報の公開)

第9条 市長は、登録物件について、調査等により確認した情報のうち利用者に参考となる情報をホームページ上で公開するものとする。

- 2 市長は、国土交通省が構築及び運営の支援を行った全国版空き家・空き地バンクのほか、市長が適当と認める民間団体が運営する空き家・空き地バンクを利用し、利用者に周知するものとする。

(利用者との交渉等)

第10条 利用者は、登録物件の契約締結協力事業者を介し、売買等契約に関する交渉を行うものとする。

- 2 前項に規定する売買等契約について、市は一切関与しないものとする。
- 3 交渉や契約に関するトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(協力体制)

第11条 市長及び協力事業者は、申込者に対し、必要な助言をすることができるものとする。

- 2 市長及び協力事業者は、物件の流通促進を図るため、お互いに必要な助言をするものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市空き家バンク実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市空き家バンク実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申込者 氏 名

電話番号

春日井市空き家・空き地バンク登録申込書

春日井市空き家・空き地バンク実施要綱第5条の規定により、次のとおり空き家・空き地バンクへの登録を申込みます。

《物件の概要》

所 在 地	春日井市
物 件 所 有 者	
希望する契約形態	売却 ・ 賃貸
(空き家の場合)	
建 物 の 形 態	一戸建て ・ 長屋 ・ 分譲マンション
空き家となった時期	年 月頃から

年 月 日

（宛先）春日井市長

誓 約 書

私は、本申込をするに当たり、春日井市空き家・空き地バンク実施要綱の規定を遵守します。また、申込書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- ・申込みした空き家は、現在使用していません。（空き家所有者の場合）
- ・登録期間中は、協力事業者と空き家又は空き地（以下「物件」という。）の売却又は賃貸に関する媒介契約を締結します。
- ・申込内容に変更が生じたとき、物件を売却又は賃貸したときは、遅滞なく市長に報告します。
- ・交渉や契約に関するトラブルについては当事者間で解決し、市に一切の責任を追及しません。

私は、要綱第3条第2号に該当しません。

- ・春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団又は暴力団員ではありません。
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

私は、申込みした物件を媒介するために必要な情報について、春日井市が協力事業者に提供することに同意します。また、所有者が特定される情報を除き、空き家・空き地バンク上で公開されることに同意します。

<物件が共有である場合>

私は、私が物件を春日井市空き家・空き地バンクに登録し、物件情報を公開すること、売却又は賃貸を行うことについて、共有者全員の同意を得ています。

住 所

申込者 氏 名（自署）

電話番号

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申込者 氏 名

電話番号

春日井市空き家・空き地バンク登録変更申込書

年 月 日付け 第 号で登録通知のあった物件について、登録内容に変更が生じたため、春日井市空き家・空き地バンク実施要綱第7条の規定により、次のとおり登録内容の変更を申込みます。

物件の所在地 春日井市

変更内容	
------	--

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

申込者 氏 名

電話番号

春日井市空き家・空き地バンク登録取消申込書

年 月 日付け 第 号で登録通知のあった物件について、登録を取消したいため、春日井市空き家・空き地バンク実施要綱第7条の規定により、次のとおり登録の取消しを申込みます。

物件の所在地 春日井市

取 消 理 由	
---------	--